

# 第 4 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

第 1 次変更計画

(変更部分のみ)

(鬼怒川森林計画区)

|         |   |                |
|---------|---|----------------|
| 計 画 期 間 | 自 | 平成26年 4 月 1 日  |
|         | 至 | 平成31年 3 月 31 日 |

関 東 森 林 管 理 局

## 鬼怒川森林計画区の第4次地域管理経営計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

地球温暖化防止のため、将来にわたり森林の二酸化炭素吸収量を確保する観点から、主伐・再造林、及び間伐を追加したことに伴い、伐採総量、更新総量及び保育総量を変更する。

また、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等を民有林と一体的に取り組む公益的機能維持増進協定の新規締結に伴い、公益的機能維持増進協定の設定状況を変更する。

なお、本変更計画は、平成28年4月1日から適用する。

### 【変更項目】

#### I 国有林野の管理経営に関する基本的事項

##### 4 主要事業の実施に関する事項

（本文省略）

##### （1）伐採総量（単位：m<sup>3</sup>）

| 主伐      | 間伐                 | 臨時伐採量  | 計       |
|---------|--------------------|--------|---------|
| 117,156 | 231,890<br>(3,401) | 22,600 | 371,646 |

（注）（ ）は、間伐面積(ha)。

##### （2）更新総量（単位：ha）

| 人工造林 | 天然更新 | 計   |
|------|------|-----|
| 309  | 3    | 312 |

##### （3）保育総量（単位：ha）

| 下刈  | つる切 | 除伐 |
|-----|-----|----|
| 789 | 53  | 78 |

V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

2 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(本文省略)

|          |                        |      |         |
|----------|------------------------|------|---------|
| 協 定 数    | 2 件                    |      |         |
| 面積：民     | 2.33ha                 | 面積：国 | 71.10ha |
| 整備・保全の内容 | 伐採（間伐）、森林作業道の開設及び土場の設置 |      |         |